

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

給付額

対象児童一人につき1万円

実施主体

令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区を含む）

補正予算（案）額

1654億円（全額国庫負担（実施にかかる事務費を含む））

支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

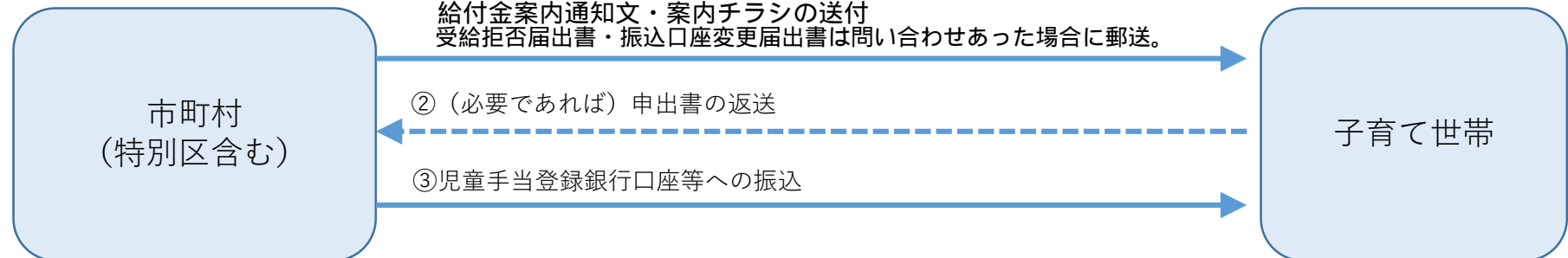
対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）（約1480万人）

※3月31日までに生まれた児童が対象

支給時期

準備が整った市町村から、できるだけ速やかに開始

事業スキーム：改めての申請を要しない

※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。